

浄化槽設置費補助のご案内

令和3年4月
横 手 市

横手市では、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、し尿や台所・お風呂などの雑排水を処理することが出来る合併処理浄化槽（以下「浄化槽」という。）の設置に対して補助金を助成し浄化槽の設置を促進しております。補助制度を利用し浄化槽を設置する方は、以下の点に留意して下さい。

1. 補助対象区域

- (1) 下水道事業認可区域又は集落排水事業若しくは浄化槽市町村整備推進事業による事業採択区域を除いた区域

2. 補助対象者

- (1) 主に居住を目的とする住宅に浄化槽を設置しようとする者（法人は対象外です。）

- (2) 次に掲げる場合は対象外となります。

- ・ 建築基準法又は浄化槽法に基づく設置届出の審査を受けずに浄化槽を設置する場合
- ・ 住宅を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない場合
- ・ 販売の目的で住宅を建設した場合（建売住宅）

3. 補助金の対象浄化槽

浄化槽法に定める浄化槽であって、生物化学的酸素要求量（BOD）除去率90%以上、放流水のBOD20mg/l以下の機能を有する浄化槽であること。

全国合併処理浄化槽普及促進市町村協議会に登録された浄化槽であること。

4. 設置する浄化槽の大きさ

設置する浄化槽は、

| 人槽 | 人槽算定根拠 |
|------|--|
| 5人槽 | 一般的な一戸建ての住宅 |
| 7人槽 | 実使用人数が6人以上である場合 |
| 10人槽 | 使用状況に応じる (浴室及び台所がそれぞれ2つ以上ある二世帯住宅など) |

※併用住宅は住居部分（上記算定）＋その他部分の合計人槽となります。

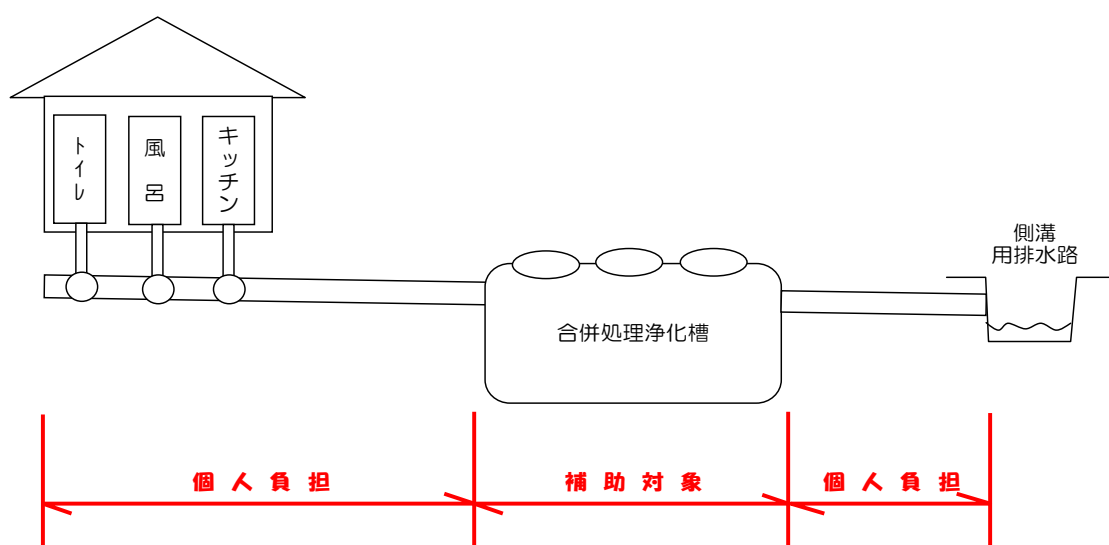
5. 補助金の限度額

浄化槽補助金額は人槽によって下記の通りとなります。この金額は浄化槽本体の設置工事費の4割が補助金限度額となっており、補助金限度額を下回る場合はその額を補助金額とします。

また、浄化槽本体設置に対する補助金となりますので、排水設備（トイレ設置工事等）は対象外となりますので、ご注意願います。

| 人槽 | 補助金額（限度額） |
|---------|------------|
| 5人槽 | 352,000円 |
| 7人槽 | 441,000円 |
| 10人槽 | 588,000円 |
| 11～20人槽 | その都度確認下さい。 |

横手市生活排水整備構想で個別処理区域となっている地域、及び個別処理区域へ変更する区域であると市長が認めた区域には、上記補助額に10万円を上乗せした額で補助を行います。



6. 補助金申請の手続き

浄化槽設置申込書



補助金交付申請

- ① 浄化槽設置届出書又は建築確認通知書の写し
- ② 設置場所の住所及び案内図
- ③ 専用住宅を借りている者は、賃貸人の承諾書
- ④ 配置配管図（平面図・縦断図）
- ⑤ 見積書の写し
- ⑥ 浄化槽設備士免状の写し
- ⑦ 型式認定書
- ⑧ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類（確約書、浄化槽法定検査等の実施状況確認に対する同意書、排水の放流に関する許可書の写し）



浄化槽補助金交付申込書を事前に提出願います。設置場所、人槽、補助金額（嵩上げの有無）の確認を行います。また、設置場所の位置図を添付して下さい。※申込みの提出は本人若しくは家族が原則です。

浄化槽設置工事前に余裕を持って申請手続きをして下さい。

- ※ 以降は施工業者による提出等の代行は可能です。
- ※ 事前着工した場合は補助対象となりません。
- ※ 書類を提出する際は、下記の点にご注意願います。
 - ・設置届出書等の写しであり、受理書の写しではありません。
 - ・配置配管図は建物面積を明示すること。
 - ・見積書は、『宅内、流入配管、浄化槽本体設置工、放流配管、その他（トイレ設置等）』を分けて明記すること。
 - ・昭和62年以前に設備士免状取得者は、必ず『特別講習修了書』を添付すること。
 - ・書類に不備があった際は、全てお返しいたします。

※確約書は、必ず添付をお願いします。

1. 下水道区域内で共用開始後は速やかに下水道への接続
 2. 浄化槽設置後1年以内に使用開始及び適切な維持管理の実施
- また、下水道が整備された際には下水道への接続をお願いいたします。

補助金交付
決定通知



工事着手・完成



実績報告

- ① 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し
- ② 浄化槽法定検査依頼書の写し
- ③ 工事費請求書又は領収書の写し
- ④ 工事写真
- ⑤ 小型合併処理浄化槽機能保証登録証
- ⑥ 登録浄化槽管理票（C票）
- ⑦ 工事施工確認表（チェックリスト）
- ⑧ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類



工事完了検査



補助金交付
確定通知書

浄化槽補助金交付申請書の審査を行ったうえで、交付決定通知を申請者に送付いたします。

※ 補助金の申請内容を変更又は補助事業を廃止するときは、変更承認申請（様式第4号）を提出して下さい。

- ・ 工事中は安全に施工して下さい。
- ・ 浄化槽設置基準書を基に施工して下さい。
- ・ 2mほど掘削しますので、十分に土留めを行って下さい。

※ 書類を提出する際は、下記の点にご注意願います。

- ・ 業務委託契約書やC票などの記入漏れを確認すること。
- ・ 工事費請求書には申請書同様、『宅内、流入配管、浄化槽本体設置工、放流配管、その他（トイレ設置等）』を分けて明記すること。
- ・ 登録浄化槽管理票 A票は施工業者、B票は申請者、C票は市町村となっております。
- ・ 書類に不備があった際は、全てお返しいたします。

工事完了後15日以内又は当該年度の3月10日のいずれか早い日までに提出して下さい。

実績報告書提出後、下水道課にて完了検査を受けて下さい。

【検査項目】

- ① 提出書類の審査
- ② 浄化槽本体の設置状況
- ③ 屋外排水樹及び配管の設置状況
（横手市排水設備工事に係る設置指針等に準じる。）
- ④ ポンプの設置状況（設置している場合）
- ⑤ 放流先の状況
- ⑥ 浄化槽管理者へ工事や維持管理についての説明

※ 完成検査チェックリストに基づき検査となります。浄化槽実績報告書の審査および現地完了検査を行ったうえで、交付確定通知を申請者に送付いたします。また、合わせて振込み予定日通知書を同封いたします。

※ 振込先口座が間違っていることがありますので、ご注意ください。

その他注意点

- ① 書類はA4サイズ（図面はA3サイズ）に統一して下さい
- ② 新築工事などにより、送付先が違えば送付先住所を添付して下さい。
- ③ 提出書類の不足などないようにして下さい。



| |
|---------|
| 使 用 開 始 |
|---------|

浄化槽を使用した日から30日以内に横手保健所に届出を行って下さい。

(その他に浄化槽を廃止した場合などの届出もあります。)

7. 浄化槽の維持管理について

浄化槽法に基づく維持管理として、『**浄化槽管理者**(浄化槽を使用している人)』は法令により次の維持管理を定期的実施することが義務付けられています。平成18年2月に浄化槽法が改正され、維持管理の規制が強化され罰則が設けられました。

登録・許可の受けた維持管理業者、又は指定検査機関へ委託して下さい。

| 項 目 | 内 容 | 回 数 | 依頼先 |
|------------------------------------|---|---|--------------------------------|
| 保守点検 (法第10条) | 使用状況の確認、各装置の点検・調整、水質の測定、消毒薬の点検・補給・交換など | 3～4回/年以上 (浄化槽の人槽・処理方式に応じて回数が定められています。) | 秋田県知事の登録を受けた保守点検業者 |
| 清掃 (法第10条) | 浄化槽内に溜まった汚泥などを抜き取り、清掃をします。 | 1回/年以上 (浄化槽の人槽・処理方式に応じて回数が定められています。) | 横手市の許可を受けた清掃業者 |
| 法定検査 (法第7条第1項及び法第11条第1項) | 浄化槽の使用状況・水質検査及び維持管理が適正に行われているか検査する。 水質検査：8,000円(一般家庭) 定期検査：5,000円(一般家庭) | 水質検査：使い始めてから3～8ヶ月以内に1回。 定期検査：1回/年受ける。 | 財団法人 秋田県総合保健事業団 (指定検査機関) |

- ※ 保守点検、引抜・清掃料は、維持管理業者及び浄化槽の種類によって違います。
- ※ 保守点検・清掃・法定検査などの「記録票」は、3年保存が義務付けられています。
- ※ 維持管理の状況を確認するため、報告を求める場合があります。

| |
|--|
| <p>問合せ先 横手市上下水道部下水道課 〒013-0022 横手市四日町3-23(水道庁舎2階) Tel 0182-35-2253 Fax 0182-33-3429 E-mail gesui@city.yokote.lg.jp</p> |
|--|